

ハゴブパークレー共済

運送業者貨物賠償責任共済
不配対応費用共済
傷害共済



ハコブバークレー共済

ドライバーの皆様が働きやすい環境を整えるため、『ハコブバークレー共済』は設立されました。

配送中・保管中の荷物の損害賠償責任に対する補償を軸に、

【**傷害共済プラン**】では、怪我での通院・入院や死亡補償まで付帯。

【**傷害共済家族プラン**】では、ご家族の傷害までもカバー。

【**不配対応費用プラン**】は、病気や怪我で配送業務を履行できず、荷主に対して違約金を支払う義務が発生してしまった際、その違約金に対して共済金をお支払いするという、画期的な内容となっております。

※ 詳細は、【**重要事項説明書**】をご覧ください。

【プラン構成】

プランは以下の3プランからお選びいただきご加入ください。

- ① 運送業者貨物賠償＋不配対応費用プラン
- ② 運送業者貨物賠償＋傷害本人プラン
- ③ 運送業者貨物賠償＋傷害本人家族プラン

【運送業者貨物賠償責任共済】

ハコブパークレー共済(以下「本会」といいます。)が行う「運送業者貨物賠償責任共済」は、株式会社東京軽貨物が募集する6G会員(以下「6G会員」といいます。)として運送を受託した貨物に、偶然な事故の結果、貨物に損害が生じ、貨物の所有者等に対して発生する損害賠償責任に対して共済金を支払います。

支払限度額・免責金額(輸送中)	
一事故支払限度額	500万円
一事故免責金額	5万円

支払限度額・免責金額(仮置中・保管中・作業中共通)	
一事故支払限度額	500万円
一事故免責金額	5万円

特約条項(自動セット)	
名称	第三者賠償責任担保特約
第三者賠償：一事故支払限度額	1,000万円 (対人・対物共通)
第三者賠償：一事故免責金額	5万円 (対人・対物共通)

特約条項(自動セット)	
名称	運送継続・急送費用担保特約
名称	残存物取片付け・廃棄費用担保特約

【傷害共済】

本会が行う「傷害共済」は、6G会員(本人＋家族プランは、6G会員のご家族[※]も含まれます)が日本国内または国外において事故によって被った傷害に対して、共済金を支払います。

※ 配偶者、本人または配偶者の同居の親族、および別居の未婚の子

補償内容	
交通事故死亡	100万円
不慮の事故死亡	100万円
傷害後遺障害	100万円限度
傷害入院(90日限度)	日額 5,000円
傷害通院(90日限度)	日額 3,000円
傷害手術	入院中に受けた手術 : 入院日額の10倍 入院中以外に受けた手術 : 入院日額の5倍

【不配対応費用共済】

受託した運送について、その請負業務を履行できなくなった事由が初めて生じた日から、その日を含めて**3日以内**の請負業務を取消したことにより、業務委託契約書(元請運送人との間に締結された契約書)に記載された違約金条項の規定に基づき、被共済者が支払った違約金に**80%**を乗じた額を不配対応費用共済金として支払います。ただし、1日当たり6万円(3日で18万円)の80%を限度とします。

- (1) 被共済者が次のいずれかの事由に該当し、請負業務を履行できなくなり業務委託契約書の違約金条項に基づく違約金が発生した場合に不配対応費用共済金を支払います。
 - ① 被共済者の病気または傷害による**入院**
 - ② 被共済者の**傷害**。ただし、医師が**就労不能と判断**した期間に限ります。
 - ③ 被共済者がり患した**心筋梗塞、脳血管疾患または感染症**。いずれも医師による**診断**を受けた場合にかぎります。
 - ④ 被共済者の**配偶者または被共済者の子の病気または傷害による入院**
- (2) (1)①から④までのいずれかの事由が初めて生じた日からその日を含めて3日以内の請負業務を取消したことにより業務委託契約書に記載された違約金条項の規定に基づき被共済者が支払った違約金に80%を乗じた額を不配対応費用共済金として支払います。
- (3) 被共済者が精神疾患により入院した場合に支払う共済金は、共済期間を通算して1回の支払いに限ります。

共済掛金は下記の通りです。(非課税)

【 傷害共済プラン 】	4,000円/月
【 傷害共済家族プラン 】	5,000円/月
【 不配対応費用プラン 】	6,000円/月